

MITO SHINKIN BANK



資料編

REPORT
2026

もっと「みとしん」を知っていただくために



このまちの夢がきこえる

水戸信用金庫

CONTENTS

【財務データ】

財務諸表

〔1〕 貸借対照表	2
〔2〕 損益計算書	3
〔3〕 剰余金処分計算書	3

経営指標

〔4〕 主な経営指標の推移	6
〔5〕 業務粗利益及び業務粗利益率	6
〔6〕 業務純益及びコア業務純益	6
〔7〕 預貸率	7
〔8〕 預証率	7
〔9〕 総資産利益率	7
〔10〕 資金運用勘定・調達勘定の平均残高、利息、利回	7
〔11〕 総資金利鞘	7
〔12〕 職員1人あたりの預金積金・貸出金残高	7
〔13〕 1店舗あたりの預金積金・貸出金残高	7

損益

〔14〕 受取利息・支払利息の増減	8
〔15〕 経費の内訳	8
〔16〕 報酬体系	8

預金積金

〔17〕 預金積金科目別内訳	9
〔18〕 預金者別内訳	9
〔19〕 預金積金会員・会員外別内訳	9

貸出金

〔20〕 貸出金科目別内訳	10
〔21〕 貸出金固定金利・変動金利別内訳	10
〔22〕 貸出金業種別内訳	10
〔23〕 貸出金担保別内訳	11

〔24〕 貸出金使途別内訳	11
〔25〕 貸出金会員・会員外別内訳	11
〔26〕 消費者ローン・住宅ローン残高	11
〔27〕 貸倒引当金残高	11
〔28〕 貸出金償却額	11

不良債権

〔29〕 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権	12
---------------------------	----

有価証券

〔30〕 有価証券科目別内訳	13
〔31〕 公共債引受額	13
〔32〕 公共債窓販実績	13
〔33〕 有価証券の残存期間別残高	13
〔34〕 商品有価証券の種類別内訳	13
〔35〕 有価証券の時価情報	14

その他

〔36〕 金銭の信託の時価情報	15
〔37〕 第102条第1項第5号に掲げる取引	15
〔38〕 代理貸付残高の状況	15
〔39〕 債務保証見返額担保別内訳	15
〔40〕 退職給付会計	16

連結情報

〔41〕 子会社等の概況	17
--------------	----

自己資本の充実の状況

定性的な開示事項	18
定量的な開示事項（単体）	20
定量的な開示事項（連結）	33

本編では主に和暦にて表記しておりますが、ご参考までに西暦を記載いたします。
令和6年度／2024年度、令和7年度／2025年度

主要な事業の内容

1. 預金業務	当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、譲渡性預金等	
2. 貸出業務	(1) 貸付	手形貸付、証書貸付、当座貸越
	(2) 手形の割引	銀行引受手形、商業手形および荷付為替手形等の割引
3. 有価証券投資業務	預金の支払準備および資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券への投資	
4. 内国為替業務	送金為替、当座振込、代金取立等	
5. 外国為替取次業務	輸出、輸入および外国送金その他外国為替に関する各種業務	
6. 附帯業務	(1) 代理業務	①日本銀行歳入代理店 ②地方公共団体の公金取扱業務 ③信金中央金庫・日本政策金融公庫等の代理貸付業務 ④株式払込金の受入代理業務、株式配当金の支払代理業務 ⑤信託代理店業務
	(2) 保護預りおよび貸金庫業務	(3) 有価証券の貸付
	(5) 公共債の引受	(6) 国債等公共債および投資信託の窓口販売
	(8) 両替	(9) 金融等デリバティブ取引
	(10) 保険商品の募集業務（保険業法に基づく保険募集）	(4) 債務の保証
	(11) 共済募集業務（中小労災共済法に基づく共済募集）	(7) 振替業
	(12) 地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託業務	
	(13) 当せん金付証券の販売事務業務	(14) スポーツ振興くじの払戻し業務
	(15) 企業等からの合併・買収および営業譲渡等に関する仲介並びに助言・指導	
	(16) 企業等の経営に関する情報の提供・相談並びに助言・指導	
	(17) 電子債権記録業に係る業務	
	(18) 高齢者居住支援センターから委託を受けて行う債務保証の受付・事務	
	(19) 確定拠出年金法により行う業務	(20) 企業等の事務受託業務

ディスクロージャー誌は、信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）等に基づき作成しております。

財務諸表

〔 1 〕貸借対照表

●資産の部

(単位：百万円)

科 目	令和6年度	令和7年度
現金	9,969	11,676
預け金	375,254	443,200
買入金銭債権	10,219	11,713
金銭の信託	1,278	1,283
有価証券	292,790	251,969
国債	24,519	17,721
地方債	113,471	94,199
社債	73,216	65,185
株式	562	801
その他の証券	81,020	74,061
貸出金	486,314	502,001
割引手形	171	67
手形貸付	37,543	34,758
証書貸付	429,432	450,520
当座貸越	19,166	16,654
その他資産	9,286	10,127
未決済為替貸	150	209
信金中金出資金	6,700	6,700
未収収益	1,242	1,851
その他の資産	1,193	1,366
有形固定資産	13,836	13,757
建物	5,139	4,995
土地	7,802	7,802
リース資産	26	10
その他の有形固定資産	869	949
無形固定資産	1,852	1,666
ソフトウェア	1,604	1,418
その他の無形固定資産	248	248
前払年金費用	486	546
繰延税金資産	744	986
債務保証見返	341	281
貸倒引当金	△14,009	△12,782
(うち個別貸倒引当金)	△13,190	△12,154
資産の部合計	1,188,365	1,236,428

●負債及び純資産の部

(単位：百万円)

科 目	令和6年度	令和7年度
預金積金	1,146,073	1,208,271
当座預金	9,229	9,155
普通預金	563,478	545,269
貯蓄預金	1,861	1,694
通知預金	2,901	2,447
定期預金	550,007	631,650
定期積金	11,309	10,800
その他の預金	7,284	7,254
借入金	6,290	5,503
借入金	6,290	5,503
債券貸借取引受入担保金	11,841	—
その他負債	2,157	2,937
未決済為替借	363	383
未払費用	1,153	1,802
給付補てん備金	3	5
前受収益	284	274
払戻未済持分	74	82
リース債務	28	11
資産除去債務	116	117
その他の負債	133	259
睡眠預金払戻損失引当金	40	36
保証協会偶発損失引当金	208	201
子会社等支援損失引当金	113	132
債務保証	341	281
負債の部合計	1,167,065	1,217,364
出資金	11,602	11,524
普通出資金	6,852	6,774
優先出資金	4,750	4,750
資本剰余金	4,750	4,750
資本準備金	4,750	4,750
利益剰余金	24,951	27,631
利益準備金	5,787	5,907
その他利益剰余金	19,163	21,723
特別積立金	17,330	17,330
当期末処分剰余金	1,833	4,393
処分未済持分	△ 47	—
会員勘定合計	41,255	43,905
その他有価証券評価差額金	△ 19,956	△ 24,840
評価・換算差額等合計	△ 19,956	△ 24,840
純資産の部合計	21,299	19,064
負債及び純資産の部合計	1,188,365	1,236,428

〔 2 〕 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
経常収益	17,138,071	20,240,750
資金運用収益	14,403,983	16,755,841
貸出金利息	8,919,419	9,884,822
預け金利息	1,496,245	2,558,857
有価証券利息配当金	3,782,327	4,090,198
その他の受入利息	205,991	221,962
役務取引等収益	1,612,307	1,771,032
受入為替手数料	513,093	559,982
その他の役務収益	1,099,213	1,211,050
その他業務収益	142,297	559,188
国債等債券売却益	74,174	469,466
その他の業務収益	68,123	89,721
その他経常収益	979,482	1,154,687
貸倒引当金戻入益	—	524,654
償却債権取立益	205,586	169,777
株式等売却益	717,204	436,438
金銭の信託運用益	21,897	22,984
その他の経常収益	34,793	832
経常費用	15,901,081	17,773,335
資金調達費用	761,152	2,156,634
預金利息	649,748	2,028,324
給付補てん備金繰入額	3,131	6,437
借入金利息	107,804	95,028
債券貸借取引支払利息	467	26,843
役務取引等費用	1,414,524	1,461,718
支払為替手数料	45,383	45,458
その他の役務費用	1,369,140	1,416,260
その他業務費用	2,215,081	3,570,167
国債等債券売却損	2,152,820	3,566,488
国債等債券償却	59,999	0
その他の業務費用	2,261	3,679
経費	9,949,487	10,163,595
人件費	6,010,321	6,054,042
物件費	3,622,736	3,806,295
税金	316,429	303,256
その他経常費用	1,560,834	421,220
貸倒引当金繰入額	1,139,314	—
貸出金償却	60,555	97,551
株式等売却損	37,424	23,688
株式等償却	3,172	—
金銭の信託運用損	5,249	5,248
その他資産償却	67,900	73,539
その他の経常費用	247,218	221,191
経常利益	1,236,989	2,467,414

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
特別利益	1,532	1,175
固定資産処分益	413	—
その他の特別利益	1,118	1,175
特別損失	1,775	7,922
固定資産処分損	1,775	5,326
減損損失	—	2,595
税引前当期純利益	1,236,746	2,460,667
法人税、住民税及び事業税	26,165	23,587
法人税等調整額	102,875	△ 242,754
法人税等合計	129,040	△ 219,166
当期純利益	1,107,705	2,679,834
繰越金(当期首残高)	725,986	1,713,691
当期末処分剰余金	1,833,691	4,393,525

〔 3 〕 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
当期末処分剰余金	1,833,691	4,393,525
剰余金処分額	120,000	270,000
利益準備金	120,000	270,000
普通出資に対する配当金	—	—
(配当率)	—	—
優先出資に対する配当金	—	—
(配当率)	—	—
特別積立金	—	—
繰越金(当期末残高)	1,713,691	4,123,525

令和7年度の計算書類については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

令和7年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和8年6月30日

水戸信用金庫
理事長

飯村 次男

注記事項

1. 貸借対照表 注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
その他	1年～47年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年～10年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に切り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書さに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況については、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

貸出条件緩和債権を有する債務者等で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件変更前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき換算率を求めて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、6,562百万円であります。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法（又は損益処理方法）は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一の年数（10年）による定率法により、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。

また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の提出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への提出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の提出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

 - ①制度全体の積立状況に関する事項（令和7年3月31日現在）

年金資産の額	1,796,855百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,828,746百万円
差引額	△31,890百万円
 - ②制度全体に占める当金庫の掛金提出割合（令和7年3月分）0.8440%
 - ③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円及び別途積立金95,415百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金165百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金提出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- 保証協会借貸損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 子会社等支援損失引当金は、子会社等の支援に係る損失に備えるため、子会社等の財政状態を勘案して損失負担見積額を計上しております。
- 役務取引等収益は、役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金	12,782百万円
-------	-----------

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の経営破綻に陥る可能性」であります。「債務者区分の判定における貸出先の経営破綻に陥る可能性」は、各債務者の将来キャッシュ・フローや財務状況、資金繰り、収益能力等を基本とした再建の見通しを個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 理及及び監事との間の取引による理及及び監事に対する金銭債権総額 20 百万円
- 子会社等の株式又は出資金の総額 50 百万円
- 子会社等に対する金銭債権総額 3,630 百万円
- 子会社等に対する金銭債務総額 493 百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 23,733 百万円
- 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第

- 2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。
- | | |
|--------------------|------------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 4,836 百万円 |
| 危険債権額 | 18,779 百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 40 百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | － 百万円 |
| 合計額 | 23,655 百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
22. 手形割引は、日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 67 百万円であります。
23. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	5,912 百万円
	預け金	20,500 百万円
担保資産に対応する債務	借入金	5,503 百万円

上記のほか、為替決済、その他収納事務等の取引の担保として、現金 1 百万円、預け金 10,458 百万円を差し入れております。
24. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は、4,530 百万円であります。
25. 出資10当たりの純資産額 1,411 円92銭
26. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

 - (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ①信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部、及び経営支援部により行われ、また、定期的に経営陣による統合リスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ②市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
- 当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。統合リスク管理委員会において決定された方針等に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。- (ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。- (iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、統合リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、行われております。このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は、リスク統括部を通じ、理事会及び統合リスク管理委員会において定期的に報告されております。- (iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「預け金」のうち市場性預金、「買入金銭債権」、「有価証券」、「貸出金」のうち市場性貸出金の市場リスク量をV a Rにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のV a Rは分散共分散法（保有期間3ヵ月（約60営業日）、信頼区間99.0%、観測期間5年（約1,200営業日））により算出しており、令和8年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で6,315百万円です。

ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

 - ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

- 27. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、現金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金(*1)	443,200	427,416	△15,784
(2)買入金銭債権(*2)	11,703	9,086	△2,617
(3)有価証券	251,748	241,991	△9,756
満期保有目的の債券	83,132	73,375	△9,756
その他有価証券(*3)	168,616	168,616	—
(4)貸出金(*1)	502,001		
貸倒引当金(*2)	△12,627		
	489,373	486,954	△2,419
金融資産計	1,196,026	1,165,449	△30,577
(1)預金積金(*1)	1,208,271	1,208,901	629
(2)借入金(*1)	5,503	5,751	248
金融負債計	1,213,774	1,214,653	878

- (*) 1 預け金、貸出金、預金積金、借入金の時価には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
- (*) 2 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対応する一般貸倒引当金については、重要性が乏しいため、貸借対照表計上額から直接減額しております。
- (*) 3 その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 買入金銭債権

取引金融機関から提示された価格によっております。また、提示された価格のない買入金銭債権については、帳簿価額から信用リスク相当額を控除した金額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。目金庫保証付私算債は、当該債券から生じるキャッシュ・フローをリスクフリーレートで割り引いた金額から貸倒引当金を控除した額を時価とみなしております。

なお、保有目的のこの有価証券に関する注記事項については、28. から 30. に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

②①以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TIBOR + SWAP金利)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される適用金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	50
非上場株式(*1)	150
組合出資金(*2)	19
合計	220

- (*) 1 子会社・子法人等株式及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしてありません。
- (*) 2 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしてありません。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	504	504	0
	小計	504	504	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	17,721	15,173	△2,548
	地方債	42,735	39,685	△3,050
	社債	22,170	18,012	△4,157
	小計	82,628	72,871	△9,757
合計		83,132	73,375	△9,756

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	600	93	506
	債券	139	139	0
	社債	139	139	0
	その他	30,346	26,780	3,566
	外国証券	2,168	2,150	18
	その他	28,177	24,630	3,547
	小計	31,086	27,012	4,073
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	93,834	115,717	△21,882
	地方債	50,958	64,094	△13,135
	社債	42,875	51,622	△8,746
	その他	43,694	50,567	△6,872
	外国証券	37,227	43,449	△6,222
	その他	6,467	7,117	△650
	小計	137,529	166,284	△28,754
合計		168,616	193,297	△24,681

29. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	110	2	6
債券	9,928	—	2,681
国債	9,398	—	2,557
地方債	320	—	87
社債	209	—	36
その他	7,364	892	902
外国証券	1,114	—	885
その他	6,249	892	17
合計	17,403	895	3,590

30. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理を行った銘柄はございません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、事業年度末における時価が取得価額から50%以上下落している場合は著しい下落と判断し、30%以上50%未満下落している場合は、発行会社の信用リスク(外部格付、自己資本状況)、過去の株価動向および業績推移等より判断しております。

31. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	1,283	1,442	△159	0	△159

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

32. 無担保の消費貸借契約により貸付けている有価証券が、「国債」に合計12,706百万円含まれております。
33. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、105,637百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが26,755百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	5,173百万円
有価証券償却損金不算入額	65百万円
減価償却損金算入限度超過額	96百万円
未払費用損金不算入額	144百万円
繰越欠損金	9,077百万円
その他有価証券評価差額金	7,029百万円
その他	364百万円
繰延税金資産小計	21,951百万円
評価性引当額	△20,793百万円
繰延税金資産合計	1,158百万円
繰延税金負債	
貸倒引当金戻入益金不算入額	7百万円
資産除去費用	8百万円
前払年金費用	154百万円
繰延税金負債合計	171百万円
繰延税金資産の純額	986百万円

2. 損益計算書 注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 64,247千円
子会社との取引による費用総額 156,542千円
- 出資1口当たり当期純利益金額 392円07銭
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。
- 「その他の経常収益」は、睡眠預金雑益繰入832千円であります。
- 「その他の経常費用」には、保証協会偶発損失引当金繰入170,357千円、睡眠預金払戻損失引当金繰入5,773千円、子会社等支援損失引当金繰入18,909千円、所有不動産減価償却1,677千円、農業信用基金協会負担金4,000千円が含まれております。
- 「その他の特別利益」は、保証協会損失補償金回収額1,175千円であります。

〔４〕主な経営指標の推移

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益	(百万円)	15,559	14,657	15,643	17,138	20,240
経常利益	(百万円)	1,114	2,255	1,859	1,236	2,467
当期純利益	(百万円)	1,088	2,136	1,781	1,107	2,679
預金積金残高	(百万円)	1,177,138	1,188,291	1,189,636	1,146,073	1,208,271
貸出金残高	(百万円)	458,544	459,556	476,488	486,314	502,001
有価証券残高	(百万円)	393,578	374,935	343,518	292,790	251,969
純資産額	(百万円)	37,791	29,060	29,923	21,299	19,064
総資産額	(百万円)	1,324,931	1,241,132	1,247,494	1,188,365	1,236,428
単体自己資本比率	(%)	8.58	8.56	8.83	9.43	9.87
出資総額	(百万円)	11,558	11,634	11,616	11,602	11,524
普通出資	(百万円)	6,808	6,884	6,866	6,852	6,774
優先出資	(百万円)	4,750	4,750	4,750	4,750	4,750
出資総口数						
普通出資	(千口)	6,808	6,884	6,866	6,852	6,774
優先出資	(千口)	950	950	950	950	950
出資1口あたり配当金						
普通出資	(円)	10	10	10	—	—
優先出資	(円)	90	90	90	—	—
会員数	(人)	110,589	112,159	113,220	113,602	112,554
役員数	(人)	14	14	13	14	15
うち常勤役員数	(人)	10	10	9	10	11
職員数	(人)	898	837	826	854	844

〔５〕業務粗利益及び業務粗利益率

(単位：百万円、%)

	令和6年度	令和7年度
資金運用収支	13,643	14,601
資金運用収益	14,403	16,755
資金調達費用	760	2,154
役務取引等収支	197	309
役務取引等収益	1,612	1,771
役務取引等費用	1,414	1,461
その他業務収支	△ 2,072	△ 3,010
その他業務収益	142	559
その他業務費用	2,215	3,570
業務粗利益	11,768	11,900
業務粗利益率	0.95	0.96

- 解説 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(令和6年度0百万円、令和7年度2百万円)を控除して表示しております。
 2. 業務粗利益率＝業務粗利益÷資金運用勘定平均残高×100
 3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

〔６〕業務純益及びコア業務純益

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
業務純益	1,965	1,736
実質業務純益	1,819	1,736
コア業務純益	3,957	4,833
コア業務純益(除く投資信託解約損益)	3,804	4,041

- 解説 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
 業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
 2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
 実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
 3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
 国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

〔 7 〕 預貸率

(単位：％)

	令和6年度	令和7年度
預貸率(期中平残)	40.11	40.66
預貸率(末残)	42.43	41.54

解説 1. 預貸率＝貸出金残高÷(預金積金残高＋譲渡性預金残高)×100 ※譲渡性預金はございません。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

〔 8 〕 預証率

(単位：％)

	令和6年度	令和7年度
預証率(期中平残)	29.18	24.98
預証率(末残)	25.54	20.85

解説 1. 預証率＝有価証券残高÷(預金積金残高＋譲渡性預金残高)×100 ※譲渡性預金はございません。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

〔 9 〕 総資産利益率

(単位：％)

	令和6年度	令和7年度
総資産経常利益率	0.09	0.19
総資産当期純利益率	0.08	0.21

解説 総資産経常(当期純)利益率＝経常(当期純)利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

〔 10 〕 資金運用勘定・調達勘定の平均残高、利息、利回

(単位：百万円、％)

	平均残高		利息		利回	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
資金運用勘定	1,232,398	1,233,648	14,403	16,755	1.16	1.35
うち貸出金	480,525	487,176	8,919	9,884	1.85	2.02
うち預け金	384,303	429,610	1,496	2,558	0.38	0.59
うち有価証券	349,522	299,321	3,782	4,090	1.08	1.36
資金調達勘定	1,206,985	1,207,022	761	2,154	0.06	0.17
うち預金積金	1,197,766	1,198,125	652	2,034	0.05	0.16
うち借入金	6,832	6,039	107	95	1.57	1.57

解説 1. 資金運用勘定は無利息預け金(令和6年度1,461百万円、令和7年度1,387百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和6年度1,425百万円、令和7年度1,437百万円)および利息(令和6年度0百万円、令和7年度2百万円)をそれぞれ控除しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

〔 11 〕 総資金利鞘

(単位：％)

	令和6年度	令和7年度
資金運用利回	1.16	1.35
資金調達原価率	0.88	1.02
総資金利鞘	0.28	0.33

解説 総資金利鞘＝資金運用利回－資金調達原価率

〔 12 〕 職員1人あたりの預金積金・貸出金残高

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
預金積金	1,342	1,431
貸出金	569	594

〔 13 〕 1店舗あたりの預金積金・貸出金残高

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
預金積金	17,364	18,307
貸出金	7,368	7,606

〔 14 〕受取利息・支払利息の増減

(単位：千円)

	令和6年度			令和7年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△122,358	2,709,452	2,587,094	14,622	2,337,236	2,351,858
うち貸出金	393,222	△12,935	380,287	124,936	840,465	965,401
うち預け金	△28,218	527,202	498,984	193,411	869,201	1,062,612
うち有価証券	△120,514	1,826,868	1,706,354	△371,158	679,030	307,872
支払利息	△2,571	548,206	545,635	23	1,393,790	1,393,813
うち預金積金	△159	560,205	560,046	195	1,381,686	1,381,881
うち借入金	△12,576	△555	△13,131	△12,477	△298	△12,775

解説 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

〔 15 〕経費の内訳

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
人件費	6,010	6,054
報酬給料手当	4,767	4,797
退職給付費用	528	544
その他	714	711
物件費	3,622	3,806
事務費	1,616	1,641
固定資産費	609	606
事業費	191	209
人事厚生費	83	100
減価償却費	948	1,075
その他	173	173
税金	316	303
合計	9,949	10,163

〔 16 〕報酬体系

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」で構成されております。なお、役員退職慰労金制度は廃止となり打ち切り支給となっております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額につきましては前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事会の協議により決定しております。

(2) 令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	183

(注) 1. 対象役員に該当する理事は10名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」165百万円、「賞与」17百万円となっております。なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号および第6号ならびに第3条第1項第3号および第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、令和7年度においては、該当する会社はありませんでした。
3. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 令和7年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

〔17〕預金積金科目別内訳

(単位: 百万円、%)

期末残高	令和6年度		令和7年度	
	残高	構成比	残高	構成比
流動性預金	577,471	50.3	558,566	46.2
定期性預金	561,317	48.9	642,450	53.1
定期預金	550,007	47.9	631,650	52.2
うち固定金利定期預金	549,926	47.9	631,566	52.2
うち変動金利定期預金	77	0.0	81	0.0
うちその他	3	0.0	3	0.0
定期積金	11,309	0.9	10,800	0.8
その他	7,284	0.6	7,254	0.6
小計	1,146,073	100.0	1,208,271	100.0
譲渡性預金	—	—	—	—
合計	1,146,073	100.0	1,208,271	100.0

平均残高	令和6年度		令和7年度	
	残高	構成比	残高	構成比
流動性預金	588,018	49.0	576,663	48.1
定期性預金	605,747	50.5	617,216	51.5
定期預金	594,051	49.5	606,291	50.6
うち固定金利定期預金	593,971	49.5	606,205	50.5
うち変動金利定期預金	76	0.0	82	0.0
うちその他	3	0.0	3	0.0
定期積金	11,695	0.9	10,925	0.9
その他	4,000	0.3	4,245	0.3
小計	1,197,766	100.0	1,198,125	100.0
譲渡性預金	—	—	—	—
合計	1,197,766	100.0	1,198,125	100.0

- 解説
1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

〔18〕預金者別内訳

(単位: 百万円、%)

	令和6年度		令和7年度	
	残高	構成比	残高	構成比
個人	941,601	82.1	940,755	77.8
一般法人	189,752	16.5	194,379	16.0
金融機関	3,280	0.2	3,141	0.2
公金	11,438	0.9	69,995	5.7
合計	1,146,073	100.0	1,208,271	100.0

〔19〕預金積金会員・会員外別内訳

(単位: 百万円、%)

	令和6年度		令和7年度	
	残高	構成比	残高	構成比
会員	469,000	40.9	471,245	39.0
会員外	677,073	59.0	737,026	60.9
合計	1,146,073	100.0	1,208,271	100.0

〔 20 〕貸出金科目別内訳

(単位: 百万円、%)

期末残高	令和6年度		令和7年度	
	残高	構成比	残高	構成比
割引手形	171	0.0	67	0.0
手形貸付	37,543	7.7	34,758	6.9
証書貸付	429,432	88.3	450,520	89.7
当座貸越	19,166	3.9	16,654	3.3
合計	486,314	100.0	502,001	100.0

平均残高	令和6年度		令和7年度	
	残高	構成比	残高	構成比
割引手形	228	0.0	129	0.0
手形貸付	36,149	7.5	35,511	7.2
証書貸付	424,609	88.3	433,986	89.0
当座貸越	19,537	4.0	17,549	3.6
合計	480,525	100.0	487,176	100.0

解説 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

〔 21 〕貸出金固定金利・変動金利別内訳

(単位: 百万円、%)

	令和6年度		令和7年度	
	残高	構成比	残高	構成比
固定金利	242,550	49.8	249,732	49.7
変動金利	243,764	50.1	252,269	50.2
合計	486,314	100.0	502,001	100.0

〔 22 〕貸出金業種別内訳

(単位: 百万円、%)

	令和6年度		令和7年度	
	残高	構成比	残高	構成比
製造業	18,574	3.8	17,659	3.5
農業、林業	5,348	1.0	5,530	1.1
漁業	152	0.0	155	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	236	0.0	209	0.0
建設業	53,076	10.9	53,309	10.6
電気・ガス・熱供給・水道業	3,791	0.7	3,531	0.7
情報通信業	866	0.1	782	0.1
運輸業、郵便業	13,319	2.7	13,039	2.5
卸売業、小売業	39,539	8.1	39,784	7.9
金融業、保険業	12,212	2.5	11,093	2.2
不動産業	57,001	11.7	58,984	11.7
物品賃貸業	7,227	1.4	6,898	1.3
学術研究、専門・技術サービス業	5,240	1.0	5,945	1.1
宿泊業	16,817	3.4	16,577	3.3
飲食業	10,532	2.1	9,965	1.9
生活関連サービス業、娯楽業	10,608	2.1	10,852	2.1
教育、学習支援業	3,432	0.7	3,253	0.6
医療、福祉	29,158	5.9	28,610	5.6
その他のサービス	17,762	3.6	18,389	3.6
小計	304,898	62.6	304,573	60.6
地方公共団体	66,925	13.7	81,372	16.2
個人	114,490	23.5	116,055	23.1
合計	486,314	100.0	502,001	100.0

解説 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

〔23〕貸出金担保別内訳

(単位: 百万円、%)

	令和6年度		令和7年度	
	残高	構成比	残高	構成比
当金庫預金積金	2,177	0.4	2,335	0.4
有価証券	—	—	—	—
動産	—	—	—	—
不動産	96,463	19.8	97,008	19.3
その他	384	0.0	124	0.0
小計	99,025	20.3	99,468	19.8
信用保証協会・信用保険	136,405	28.0	144,544	28.7
保証	122,308	25.1	122,904	24.4
信用	128,575	26.4	135,084	26.9
合計	486,314	100.0	502,001	100.0

〔24〕貸出金使途別内訳

(単位: 百万円、%)

	令和6年度		令和7年度	
	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	212,232	43.6	213,845	42.5
運転資金	274,082	56.3	288,156	57.4
合計	486,314	100.0	502,001	100.0

〔25〕貸出金会員・会員外別内訳

(単位: 百万円、%)

	令和6年度		令和7年度	
	残高	構成比	残高	構成比
会員	397,912	81.8	399,733	79.6
会員外	88,401	18.1	102,267	20.3
合計	486,314	100.0	502,001	100.0

〔26〕消費者ローン・住宅ローン残高

(単位: 百万円)

	令和6年度	令和7年度
消費者ローン	34,376	36,272
住宅ローン	93,840	94,938

〔27〕貸倒引当金残高

(単位: 百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	残高	期中増減額	残高	期中増減額
一般貸倒引当金	819	△ 146	628	△ 191
個別貸倒引当金	13,190	883	12,154	△ 1,035
合計	14,009	737	12,782	△ 1,226

〔28〕貸出金償却額

(単位: 百万円)

	令和6年度	令和7年度
貸出金償却額	60	97

〔29〕信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権

(単位：百万円、%)

	令和6年度						令和7年度					
	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による回収 見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による回収 見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	5,339	5,339	3,351	1,987	100.0	100.0	4,842	4,842	3,134	1,708	100.0	100.0
危険債権	19,494	14,992	8,474	6,518	76.9	59.1	18,779	14,078	8,138	5,939	74.9	55.8
要管理債権	5	4	4	0	70.2	1.7	40	40	40	—	100.0	—
三月以上延滞債権	5	4	4	0	70.2	1.7	40	40	40	—	100.0	—
貸出条件緩和債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計(A)	24,839	20,335	11,830	8,505	81.8	65.3	23,662	18,961	11,313	7,648	80.1	61.9
正常債権(B)	467,003						483,605					
総与信残高(A)+(B)	491,843						507,267					

解説

1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

〔 30 〕有価証券科目別内訳

(単位：百万円、%)

期末残高	令和6年度		令和7年度	
	残高	構成比	残高	構成比
国債	24,519	8.3	17,721	7.0
地方債	113,471	38.7	94,199	37.3
短期社債	—	—	—	—
社債	73,216	25.0	65,185	25.8
株式	562	0.1	801	0.3
外国証券	42,503	14.5	39,396	15.6
その他の証券	38,517	13.1	34,664	13.7
合計	292,790	100.0	251,969	100.0

平均残高	令和6年度		令和7年度	
	残高	構成比	残高	構成比
国債	28,028	8.0	23,002	7.6
地方債	136,857	39.1	114,992	38.4
短期社債	—	—	6,069	2.0
社債	89,910	25.7	76,929	25.7
株式	299	0.0	302	0.1
外国証券	54,411	15.5	47,057	15.7
その他の証券	40,015	11.4	30,967	10.3
合計	349,522	100.0	299,321	100.0

〔 31 〕公共債引受額

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
国債	—	—
地方債	100	100
政府保証債	—	—
合計	100	100

〔 32 〕公共債窓販実績

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
国債	2,191	3,436
地方債	—	—

〔 33 〕有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

令和6年度	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合 計
国債	—	—	—	1,406	7,411	15,701	—	24,519
地方債	21,142	16,089	15,351	12,993	14,814	33,079	—	113,471
社債	8,814	16,113	12,592	8,913	7,332	19,450	—	73,216
株式	—	—	—	—	—	—	562	562
外国証券	2,296	2,074	289	1,435	951	15,610	19,845	42,503
その他の証券	765	4,345	8,419	2,124	4,163	1,604	17,093	38,517

令和7年度	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合 計
国債	—	—	1,244	—	9,211	7,265	—	17,721
地方債	8,536	16,640	15,042	11,964	15,051	26,963	—	94,199
社債	6,149	16,172	10,051	6,909	6,843	19,058	—	65,185
株式	—	—	—	—	—	—	801	801
外国証券	2,093	1,778	961	1,369	—	12,810	20,383	39,396
その他の証券	234	5,011	12,177	2,002	1,378	1,603	12,257	34,664

〔 34 〕商品有価証券の種類別内訳

該当ありません

〔35〕有価証券の時価情報

●売買目的有価証券 該当ありません

●満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が 貸借対照表計上額を 超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	9,545	9,581	36	504	504	0
	社債	—	—	—	—	—	—
	小計	9,545	9,581	36	504	504	0
時価が 貸借対照表計上額を 超えないもの	国債	14,669	13,442	△ 1,226	17,721	15,173	△ 2,548
	地方債	31,315	30,049	△ 1,266	42,735	39,685	△ 3,050
	社債	19,719	18,472	△ 1,247	22,170	18,012	△ 4,157
	小計	65,704	61,965	△ 3,739	82,628	72,871	△ 9,757
合計		75,250	71,546	△ 3,703	83,132	73,375	△ 9,756

解説 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

●その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	360	93	267	600	93	506
	債券	5,238	5,237	0	139	139	0
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	3,916	3,915	0	—	—	—
	社債	1,322	1,321	0	139	139	0
	その他	16,838	14,148	2,689	30,346	26,780	3,566
	小計	22,437	19,480	2,957	31,086	27,012	4,073
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	130,718	145,848	△ 15,130	93,834	115,717	△ 21,882
	国債	9,850	11,955	△ 2,105	—	—	—
	地方債	68,693	77,176	△ 8,483	50,958	64,094	△ 13,135
	社債	52,174	56,716	△ 4,541	42,875	51,622	△ 8,746
	その他	64,173	71,804	△ 7,631	43,694	50,567	△ 6,872
	小計	194,891	217,653	△ 22,761	137,529	166,284	△ 28,754
合計		217,329	237,133	△ 19,804	168,616	193,297	△ 24,681

解説 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

●市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	50	50
関連法人等株式	—	—
非上場株式	151	150
組合出資金	9	19
合計	211	220

〔 36 〕 金銭の信託の時価情報

- 運用目的の金銭の信託 該当ありません
- 満期保有目的の金銭の信託 該当ありません

●その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和6年度			令和7年度		
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	0	0	0	0	0	0
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	1,278	1,430	△152	1,283	1,442	△159
合計	1,278	1,430	△152	1,283	1,442	△159

解説 「貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

〔 37 〕 第 102 条第 1 項第 5 号に掲げる取引

- 金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジット・デリバティブ取引 該当ありません

〔 38 〕 代理貸付残高の状況

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
信金中央金庫	187	133
日本政策金融公庫	38	31
住宅金融支援機構	3,107	2,699
福祉医療機構	20	13
中小企業基盤整備機構	66	61
合計	3,419	2,939

〔 39 〕 債務保証見返額担保別内訳

(単位：百万円、%)

	令和6年度		令和7年度	
	残高	構成比	残高	構成比
当金庫預金積金	2	0.0	—	—
有価証券	—	—	—	—
動産	—	—	—	—
不動産	207	4.0	146	3.0
その他	6	0.1	5	0.1
小計	215	4.1	152	3.1
信用保証協会・信用保険	—	—	—	—
保証	—	—	—	—
信用	4,948	95.8	4,660	96.8
合計	5,164	100.0	4,812	100.0

〔40〕退職給付会計

●採用している退職給付制度の概要

当金庫は、確定給付型の制度として、規約型確定給付企業年金制度及び厚生年金基金制度を設けるとともに、確定拠出制度として企業型の確定拠出年金制度を設けております。また、職員の退職に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。なお、厚生年金基金は総合設立型の厚生年金基金制度です。

●退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

		令和6年度	令和7年度
退職給付債務	A	2,432	2,315
年金資産	B	3,152	3,360
前払年金費用	C	△ 486	△ 546
未認識過去勤務費用	D	—	—
未認識数理計算上の差異	E	△ 233	△ 498
その他(会計基準変更時差異の未処理額)	F	—	—
退職給付引当金(A-B-C-D-E-F)		—	—

解説 1. 厚生年金の代行部分は含めておりません。
2. 数理計算上の差異については翌年から10年の定率法により損益処理しております。

●退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

		令和6年度	令和7年度
勤務費用	A	630	618
利息費用	B	21	37
期待運用収益	C	△ 65	△ 63
過去勤務費用の費用処理額	D	—	—
数理計算上の差異の費用処理額	E	△ 57	△ 48
会計基準変更時差異の費用処理額	F	—	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)	G	—	—
退職給付費用(A+B+C+D+E+F+G)		528	544

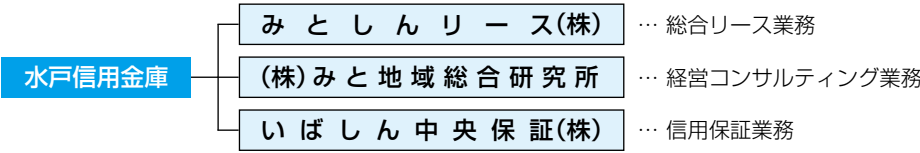
●退職給付債務の計算の基礎に関する事項

	令和6年度	令和7年度
割引率	1.556%	2.339%
長期期待運用収益率	2.000%	2.000%
退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準	給付算定式基準
過去勤務費用の額の処理年数	5年	5年
数理計算上の差異の処理年数	10年	10年
会計基準変更時差異の処理年数	—	—

〔 41 〕子会社等の概況

水戸信用金庫グループは、当金庫、子会社 1 社、子法人等 2 社で構成され、信用金庫業務を中心に、リース業務などの金融サービスを提供しております。

●水戸信用金庫グループ系統図



●子会社等の概要

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

名 称	所在地	資本金	主な業務内容	設立年月日	当金庫の 議決権比率	子会社等の 議決権比率
みとしんリース(株)	水戸市大工町 1-2-3	50百万円	総合リース業務	平成2年 5月30日	100%	0%
(株)みと地域総合研究所	水戸市大工町 1-2-3	10百万円	経営コンサルティング業務	平成16年 12月1日	10%	0%
いばしん中央保証(株)	水戸市大工町 1-2-3	10百万円	信用保証業務	平成10年 10月8日	28.57%	14.28%

当金庫では、子会社は水戸信用金庫グループの財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成しておりません。なお、定性的な開示事項については 18 ページに、定量的な開示事項については、33 ページに開示しております。

定性的な開示事項

1. 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（連結グループ）に属する会社と、連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点等

当金庫においてはみとしんリース（株）を連結自己資本比率告示上の連結対象としております。

なお、グループ内における資金および自己資本の移動に係る制限等はありません。

2. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、資本剰余金および利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	① 発行主体：水戸信用金庫 ② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：6,774百万円
非累積的永久優先出資	① 発行主体：水戸信用金庫 ② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：9,500百万円

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫の自己資本比率は、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収益計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

4. 信用リスクに関する項目

- (1) リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化等により、当金庫が損失を被るリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要リスクであるとの認識に立ち、与信業務の基本的理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」および「信用リスク管理方針」、「信用リスク管理基準」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、「信用格付制度」に基づく自己査定を随時実施しており、また貸出金等について、信用VaRの計測を行っております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、信用リスク管理委員会を通じて統合リスク管理委員会と協議・検討を行い、必要に応じて、理事会において経営陣に報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「自己査定規程」、「貸倒償却および貸倒引当金等の計上に関する規程」および「償却および引当に関する基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒引当率を基に算定する方法と、個別債務者ごとに引当金を見積る方法を併用し、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

- (2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の3つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）

・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当いたします。当金庫では融資の取り上げに際し、事業計画、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質等、様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置はあくまでも補完的な位置づけと認識しております。したがって、担保または保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しておりますが、与信審査の結果によっては担保または保証が必要な場合もあり、その場合にはお客さまに対し十分な説明を行うとともにご理解いただいたうえでご契約いただく等、適切な取り扱いに努めております。

当金庫が取り扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等があり、また保証には人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等があります。また、その手続きについては、当金庫が定める「事務取扱要領」および「不動産担保評価要領」等により、適切な事務取扱および適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替等に関して、お客さまが期限の利益を喪失された場合には、当該与信取引の範囲内で、預金相殺を用いる場合があります。その際、信用リスク削減方策の一つとして、当金庫が定める「事務取扱要領」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、信用リスク削減手法には、適格金融資産担保として自金庫預金積金、保証としてしんきん保証基金、住宅金融支援機構等が該当します。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

6. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、お客さまの外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすること、また、当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取り扱っております。具体的な派生商品取引は、通貨関連取引として為替先物予約取引、有価証券（債券、株式）関連取引として債券先物取引、株価指数先物取引があります。

派生商品取引には、市場価格等の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしております。

また、信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は特段行っておりません。その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる投資方針の中で定めている投資枠内の取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保を追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しております。なお、派生商品取引の期末時点の取引残高はありません。以上により当該取引にかかる市場リスクおよび信用リスク双方とも適切なリスク管理に努めております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

- (1) リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫における証券化業務の役割としては投資業務のみであ

り、オリジネーター業務は行っておりません。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて統合リスク管理委員会、常務会等に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資については証券化商品を含めた有価証券にかかる運用方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「市場関連リスク管理基準」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとの

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の3つの機関を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク (Moody's)

8. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク等の各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理態勢や管理方法等を定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測につきましては、標準的計測手法を採用することとし、態勢を整備しております。

またこれらのリスクに関しましては、統合リスク管理委員会等、各種委員会におきまして協議・検討するとともに、必要に応じて、理事会等において経営陣に報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は標準的計測手法を採用しております。

(3) BIの算出方法

当金庫は自己資本比率告示第305条第1項に基づき、BIをILDC（金利要素）、SC（役務要素）、FC（金融商品要素）の合計額として算出しております。

(4) ILMの算出方法

当金庫は自己資本比率告示第306条第1項第3号に基づき、ILMの値に1を用いております。

(5) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

(6) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

該当ありません。

9. 銀行勘定における出資その他これに類する

エクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価および最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握しております。また、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況をリスク管理担当部署へ報告するとともに、ストレステスト等複合的なリスクの分析を行い、定期的に常務会および統合リスク管理委員会へ報告しております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「余裕資金運用基準」および「市場関連リスク管理基準」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを行うとともに、その状況については適宜経営陣に報告を行うなど適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

10. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しております。当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜対応を図る態勢としております。

具体的には、当金庫が保有する有価証券・預け金・買入金銭債権および預貸金（貸出金・定期性預金・流動性預金）に対する金利リスクについて、経営に与える影響の重大性を認識し適切なコントロールを図ることを基本方針として、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク（ Δ EVE）や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益の影響度（ Δ NII）を月次で測定し、市場関連リスク管理委員会で協議しております。さらに統合リスク管理委員会において報告・検討するとともに、必要に応じて経営陣に報告するなど、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

定量的開示の対象となる Δ EVE 及び Δ NII は以下の前提に基づいて算定しております。

普通預金・当座預金・貯蓄預金・納税準備預金を流動性預金と定義し、預金の過去データから預金残高の滞留・流出過程をモデル化したものにより、流動性預金において高確率で滞留する金額を計測しております。また、市場金利に対する追従率を計測し、預金の金利改定度合についても考慮しております。

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は5.441年、最長の金利改定満期は10年となっております。

固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、実績データをもとに標準的手法で算出しております。

複数の通貨の集計方法については、全通貨を対象として通貨別に算出した金利リスクの正值のみを合算しております。なお、通貨間の相関は考慮していません。

算定の前提となる割引金利及びキャッシュフローについてスプレッドは考慮していません。

コア預金や固定金利貸出の期限前返済、定期預金の早期解約については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合は、 Δ EVE 及び Δ NII に重大な影響を及ぼす可能性があります。

〔 1 〕自己資本の構成に関する開示事項

（単位：百万円、％）

項 目	令和 6年度	令和 7年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	41,255	43,905
うち、出資金及び資本剰余金の額	16,352	16,274
うち、利益剰余金の額	24,951	27,631
うち、外部流出予定額(△)	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	△ 47	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	887	708
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	887	708
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45% に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	42,142	44,614
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	1,341	1,195
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,341	1,195
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	189	336
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	352	391
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る 10% 基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る 15% 基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	1,883	1,923
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	40,259	42,690
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	404,518	407,630
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を 8% で除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8% で除して得た額	22,184	24,667
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	426,702	432,298
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	9.43%	9.87%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

〔 2 〕自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額	404,518	16,180	407,630	16,305
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	356,287	14,251	368,335	14,733
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	55	2	45	1
我が国の政府関係機関向け	5,928	237	5,744	229
地方三公社向け	92	3	60	2
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	84,243	3,369	99,995	3,999
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,680	107	2,480	99
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権を含む。)	85,209	3,408	81,353	3,254
特定貸付債権向け	804	32	754	30
中堅中小企業等向け及び個人向け	55,706	2,228	57,473	2,298
トランザクター向け	1,411	56	1,402	56
不動産関連向け	74,787	2,991	73,922	2,956
自己居住用不動産等向け	35,150	1,406	34,178	1,367
賃貸用不動産向け	12,448	497	13,035	521
事業用不動産関連向け	27,189	1,087	26,708	1,068
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	13,922	556	14,041	561
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,344	53	1,295	51
取立未済手形	30	1	41	1
信用保証協会等による保証付	4,336	173	5,063	202
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	342	13	458	18
上記以外	30,288	1,211	28,840	1,153
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	11,328	453	10,964	438
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	3,000	120	3,192	127
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	15,958	638	14,683	587

定量的な開示事項（単体）

（単位：百万円）

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化				
STC 要件適用分	—	—	—	—
短期 STC 要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	48,230	1,929	39,294	1,571
ルック・スルー方式	48,230	1,929	39,294	1,571
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
□.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	22,184	887	24,667	986
BI	14,789		16,445	
BIC	1,774		1,973	
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	426,702	17,068	432,298	17,291

- (注) 1. 所要自己資本額＝リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6. 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×4%

〔 3 〕 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスク エクスポージャー 期末残高		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券		デリバティブ 取引		延滞 エクスポージャー	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国内	1,164,191	1,189,017	517,602	497,888	221,514	194,457	—	—	24,830	23,614
国外	27,200	24,400	—	—	27,200	24,400	—	—	—	—
地域別合計	1,191,391	1,213,417	517,602	497,888	248,714	218,857	—	—	24,830	23,614
製造業	24,816	22,560	18,735	17,058	5,899	5,299	—	—	1,032	729
農業、林業	5,431	5,415	5,431	5,415	—	—	—	—	231	192
漁業	155	156	155	156	—	—	—	—	2	1
鉱業、採石業、 砂利採取業	236	213	236	213	—	—	—	—	—	—
建設業	55,943	53,885	53,603	51,833	500	500	—	—	2,109	1,940
電気・ガス・熱 供給・水道業	3,997	3,731	3,797	3,531	200	200	—	—	—	7
情報通信業	1,602	1,486	871	754	700	700	—	—	42	32
運輸業、郵便業	14,300	13,671	13,370	12,782	500	500	—	—	350	299
卸売業、小売業	41,967	40,562	39,900	38,642	1,300	1,200	—	—	1,698	1,498
金融業、保険業	436,562	500,778	36,508	23,740	29,000	24,800	—	—	35	32
不動産業	58,117	53,848	57,227	51,811	500	—	—	—	7,576	7,354
物品賃貸業	9,134	7,575	7,232	5,083	1,800	2,400	—	—	1,913	1,819
学術研究、専門・ 技術サービス業	5,317	5,800	5,289	5,728	—	—	—	—	273	260
宿泊業	16,824	12,993	16,824	12,993	—	—	—	—	3,551	3,591
飲食業	10,608	9,472	10,608	9,472	—	—	—	—	609	565
生活関連サービス業、 娯楽業	21,237	19,439	20,575	18,778	600	600	—	—	2,703	2,560
教育、学習支援業	3,534	3,362	3,534	3,332	—	—	—	—	43	24
医療、福祉	29,630	28,512	29,230	28,112	—	—	—	—	373	560
その他のサービス	9,142	8,660	6,456	6,622	1,801	1,301	—	—	195	190
国・地方公共団体等	294,802	273,356	67,539	82,027	205,912	181,356	—	—	—	—
個人	118,890	118,472	118,871	118,459	—	—	—	—	2,087	1,951
その他	29,136	29,460	1,602	1,337	—	—	—	—	0	0
業種別合計	1,191,391	1,213,417	517,602	497,888	248,714	218,857	—	—	24,830	23,614
1年以下	238,933	248,240	107,434	86,709	19,242	3,499	—	—	—	—
1年超3年以下	189,422	224,517	41,816	32,364	8,748	10,085	—	—	—	—
3年超5年以下	115,190	121,767	34,994	44,431	7,785	10,619	—	—	—	—
5年超7年以下	73,419	66,401	54,219	50,035	18,067	14,476	—	—	—	—
7年超10年以下	110,132	105,117	81,904	72,403	20,127	25,013	—	—	—	—
10年超	406,903	401,650	195,961	210,786	174,741	155,163	—	—	—	—
期間の定め のないもの	57,389	45,722	1,271	1,157	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	1,191,391	1,213,417	517,602	497,888	248,714	218,857	—	—	—	—

（注）1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、投資信託、その他の証券、その他資産、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

□．一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和 6 年度	965	819	—	965	819
	令和 7 年度	819	628	—	819	628
個別貸倒引当金	令和 6 年度	12,306	13,190	401	11,904	13,190
	令和 7 年度	13,190	12,154	702	12,487	12,154
合計	令和 6 年度	13,272	14,009	401	12,870	14,009
	令和 7 年度	14,009	12,782	702	13,307	12,782

ハ．業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		期中の増減額		期末残高		令和6年度 令和7年度	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度		
製造業	164	152	△12	△ 62	152	89	1	4
農業、林業	73	114	41	△ 10	114	104	—	—
漁業	1	1	△0	△0	1	1	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	1,528	1,405	△123	△ 146	1,405	1,259	—	18
電気・ガス・熱供給・ 水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	3	1	△2	0	1	1	—	1
運輸業、郵便業	28	77	48	△ 31	77	46	—	—
卸売業、小売業	1,200	1,169	△30	△ 129	1,169	1,040	—	—
金融業、保険業	1	1	△0	△0	1	0	—	—
不動産業	1,837	2,407	569	△ 531	2,407	1,876	32	0
物品賃貸業	1,429	1,419	△9	△ 49	1,419	1,369	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業	25	23	△1	△ 3	23	20	—	—
宿泊業	4,805	4,846	40	△ 48	4,846	4,797	—	—
飲食業	84	100	15	3	100	103	—	—
生活関連サービス業、 娯楽業	636	1,018	382	△ 62	1,018	956	22	71
教育、学習支援業	7	8	0	7	8	16	—	—
医療、福祉	225	212	△12	2	212	215	—	—
その他のサービス	26	21	△5	28	21	49	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	80	62	△17	△ 3	62	59	3	1
合計	12,162	13,045	882	△ 1,035	13,045	12,009	60	97

（注） 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

	令和 6 年度					リスク・ウェイトの加重平均値（％）
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
現金	9,967	—	9,967	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	51,443	540	51,443	540	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	188,952	—	188,952	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,008	—	1,008	—	55	6%
我が国の政府関係機関向け	59,825	—	59,825	—	5,928	10%
地方三公社向け	463	—	463	—	92	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	393,348	24,223	388,365	24,223	84,243	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	11,100	—	11,100	—	2,680	24%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	111,598	8,836	108,497	531	85,209	78%
特定貸付債権向け	804	—	804	—	804	100%
中堅中小企業等向け及び個人向け	89,623	54,494	86,880	5,089	55,706	61%
トランザクター向け	—	43,941	—	3,985	1,411	35%
不動産関連向け	128,756	31	128,078	31	74,787	58%
自己居住用不動産等向け	91,127	—	90,839	—	35,150	39%
賃貸用不動産向け	13,942	—	13,856	—	12,448	90%
事業用不動産関連向け	23,686	31	23,381	31	27,189	116%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	10,815	89	10,784	9	13,922	129%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,748	—	1,748	—	1,344	77%
取立未済手形	150	—	150	—	30	20%
信用保証協会等による保証付	75,264	67	75,264	6	4,336	6%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	342	—	342	—	342	100%
合計					325,999	

(単位: 百万円)

	令和 7 年度					リスク・ウェイトの加重平均値（％）
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
現金	11,674	—	11,674	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	30,592	532	30,592	532	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	188,970	—	188,970	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	457	—	457	—	45	10%
我が国の政府関係機関向け	57,442	—	57,442	—	5,744	10%
地方三公社向け	301	—	301	—	60	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	472,341	12,607	467,435	12,607	99,995	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	10,100	—	10,100	—	2,480	25%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	105,605	8,428	101,737	2,970	81,353	78%
特定貸付債権向け	754	—	754	—	754	100%
中堅中小企業等向け及び個人向け	96,301	48,131	93,003	2,294	57,473	60%
トランザクター向け	—	43,264	—	3,912	1,402	36%
不動産関連向け	130,436	24	129,617	24	73,922	57%
自己居住用不動産等向け	92,489	—	92,144	—	34,178	37%
賃貸用不動産向け	14,890	—	14,791	—	13,035	88%
事業用不動産関連向け	23,057	24	22,681	24	26,708	118%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	10,792	87	10,762	9	14,041	130%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,674	—	1,674	—	1,295	77%
取立未済手形	209	—	209	—	41	20%
信用保証協会等による保証付	75,904	74	75,904	7	5,063	7%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	352	—	352	—	458	130%
合計					339,495	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

	令和6年度															
	資産の額及び信用相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
現金	9,967	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	51,983	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	188,952	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	448	559	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	542	59,282	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	463	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	11,631	—	—	360,576	—	40,361	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	6,500	—	4,600	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—	11,299	—	—	—	—	—	—	—	—	7,539	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	17,834	—	—	—	—	—	—	—	2,457	11,000	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	1,527	—	—	—	—	—	—	—	2,457	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	38,719	2,090	6,202	53	194	46	3,886	89	1,689	23,921	173	971	30
自己居住用不動産等向け	—	—	—	38,719	2,090	5,397	53	—	46	3,886	—	—	23,921	—	—	30
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	804	—	194	—	—	89	1,689	—	173	971	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他の資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	122	—	—	—	—	—	—	—	—	2,041	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	178	—	—	—	—	—	—	—	—	523	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	31,907	43,363	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	295,435	103,205	—	429,344	2,090	46,563	53	194	46	3,886	89	4,147	45,027	173	971	30

（単位：百万円）

	令和 6 年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,967
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	51,983
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	188,952
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,008
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	59,825
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	463
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	19	-	-	-	-	-	-	-	-	412,589
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,100
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-	-	73,390	-	-	16,797	-	-	-	-	-	-	-	-	109,028
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	804	-	-	-	-	-	-	-	-	804
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	60,574	-	-	-	-	102	-	-	-	-	-	-	-	-	91,969
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,985
不動産関連向け	19,168	1,495	-	-	1,361	229	-	7,001	12,207	-	219	8,358	-	-	-	128,109
自己居住用不動産等向け	16,482	210	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	90,839
賃貸用不動産向け	-	1,284	-	-	-	229	-	7,001	-	-	-	1,419	-	-	-	13,856
事業用不動産関連向け	2,686	-	-	-	1,361	-	-	-	12,207	-	219	6,938	-	-	-	23,413
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	133	-	-	-	-	8,495	-	-	-	10,793
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	1,047	-	-	-	-	-	-	-	-	1,748
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	150
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	75,271
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	342	-	-	342
合計	19,168	62,069	-	73,390	1,361	229	18,100	7,001	12,207	-	219	16,853	342	-	-	1,142,204

(単位：百万円)

	令和 7 年度															
	資産の額及び信用相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
現金	11,674	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	31,124	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	188,970	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	457	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	57,442	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	301	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	440,279	—	39,748	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	5,500	—	4,600	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	12,175	—	—	—	—	—	—	—	—	6,275	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	18,815	—	—	—	—	—	—	—	2,480	11,630	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	1,432	—	—	—	—	—	—	—	2,480	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	43,040	1,884	6,095	5	106	92	3,693	55	1,714	23,572	904	774	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	43,040	1,884	5,272	5	—	92	3,693	—	—	23,572	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	823	—	106	—	—	55	1,714	—	904	774	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他の資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	95	—	—	—	—	—	—	—	—	1,433	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	126	—	—	—	—	—	—	—	—	553	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	209	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	25,274	50,638	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	257,044	108,538	—	515,044	1,884	45,844	5	106	92	3,693	55	4,194	43,465	904	774	—

（単位：百万円）

	令和 7 年度																
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,674	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	31,124	
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	188,970	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	457	
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	57,442	
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	301	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	14	-	-	-	-	-	-	-	-	480,043	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,100	
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-	-	69,846	-	-	16,410	-	-	-	-	-	-	-	-	104,708	
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	754	-	-	-	-	-	-	-	-	754	
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	62,371	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	95,297	
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,912	
不動産関連向け	16,889	932	-	-	1,406	131	-	8,884	11,050	267	-	8,141	-	-	-	129,641	
自己居住用不動産等向け	14,406	177	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	92,144	
賃貸用不動産向け	-	754	-	-	-	131	-	8,884	-	-	-	642	-	-	-	14,791	
事業用不動産関連向け	2,482	-	-	-	1,406	-	-	-	11,050	267	-	7,499	-	-	-	22,706	
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ADC 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	1,118	-	-	-	-	8,124	-	-	-	10,772	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	993	-	-	-	-	-	-	-	-	1,674	
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	209	
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	75,912	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	352	-	-	352	
合計	16,889	63,304	-	69,846	1,406	131	18,537	8,884	11,050	267	-	16,266	352	-	-	1,188,584	

ヘ、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円、%)

令和 6 年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF の加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の 合計額 (CCF・信用リス ク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40% 未満	855,681	41,612	63.597	876,933
40% ～ 70%	71,201	28,663	10.000	73,494
75%	63,777	8,331	12.950	62,069
80%	—	—	—	—
85%	75,767	537	10.380	73,390
90% ～ 100%	19,965	4,241	11.090	19,691
105% ～ 130%	19,542	—	—	19,428
150%	17,029	74	27.130	16,853
250%	342	—	—	342
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,123,309	83,461	37.090	1,142,204

(単位：百万円、%)

令和 7 年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF の加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の 合計額 (CCF・信用リス ク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40% 未満	919,032	28,939	50.866	928,559
40% ～ 70%	67,635	28,936	10.000	69,976
75%	65,768	6,767	13.100	63,304
80%	—	—	—	—
85%	72,442	657	10.000	69,846
90% ～ 100%	20,965	4,516	10.810	20,075
105% ～ 130%	20,405	—	—	20,202
150%	16,456	69	21.060	16,266
250%	352	—	—	352
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,183,059	69,886	27.290	1,188,584

(注) 「CCF の加重平均値 (%)」とは、CCF を適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

〔 4 〕信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	2,156	2,302	85,179	90,109	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

〔 5 〕派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません

〔 6 〕証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）
該当ありません

ロ. 投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）
該当ありません

〔 7 〕出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

（単位：百万円）

区 分	令和 6 年度		令和 7 年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	630	630	870	870
非上場株式等	201	201	200	200
合計	832	832	1,071	1,071

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	令和 6 年度	令和 7 年度
売却益	717	399
売却損	18	17
償却	3	—

（注）損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で
認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	令和 6 年度	令和 7 年度
評価損益	290	529

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない
評価損益の額

該当ありません

〔 8 〕リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和 6 年度	令和 7 年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	59,668	53,892
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1,250％）を適用するエクスポージャー	—	—

〔 9 〕金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク

項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	7,468	13,705	—	163
2	下方パラレルシフト	—	—	236	—
3	スティープ化	8,607	12,242		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	8,607	13,705	236	163
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	42,690		40,259	

（注）金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

〔 1 〕 自己資本の構成に関する開示事項

（単位：百万円、％）

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	40,974	43,926
うち、出資金及び資本剰余金の額	16,352	16,274
うち、利益剰余金の額	24,707	27,690
うち、外部流出予定額(△)	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	△ 85	△ 37
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	887	708
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	887	708
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	41,861	44,635
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,345	1,233
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,345	1,233
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	189	336
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	352	391
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10％基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15％基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	1,886	1,962
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	39,974	42,673
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	403,967	407,673
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額	22,113	24,588
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	426,081	432,262
連結自己資本比率		
連結自己資本比率(ハ)／(ニ)	9.38%	9.87%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

〔２〕その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率
規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
該当ありません

〔３〕自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額	403,967	16,158	407,673	16,306
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとの エクスポージャー	355,737	14,229	368,378	14,735
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	55	2	45	1
我が国の政府関係機関向け	5,928	237	5,744	229
地方三公社向け	92	3	60	2
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	84,243	3,369	99,995	3,999
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,680	107	2,480	99
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権を含む。）	81,290	3,251	77,757	3,110
特定貸付債権向け	804	32	754	30
中堅中小企業等向け及び個人向け	55,706	2,228	57,473	2,298
トランザクター向け	1,411	56	1,402	56
不動産関連向け	74,787	2,991	73,922	2,956
自己居住用不動産等向け	35,150	1,406	34,178	1,367
賃貸用不動産向け	12,448	497	13,035	521
事業用不動産関連向け	27,189	1,087	26,708	1,068
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	13,922	556	14,041	561
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,344	53	1,295	51
取立未済手形	30	1	41	1
信用保証協会等による保証付	4,336	173	5,063	202
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	293	11	409	16
上記以外	33,705	1,348	32,527	1,301
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普 通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当 するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であって コア資本に係る調整項目の額に算入されな かった部分に係るエクスポージャー	11,371	454	10,966	438
特定項目のうち調整項目に算入されな い部分に係るエクスポージャー	3,004	120	3,230	129
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保 有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—

(単位：百万円)

		令和6年度		令和7年度	
		リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
	上記以外のエクスポージャー	19,330	773	18,330	733
②証券化エクスポージャー		—	—	—	—
	STC 要件適用分	—	—	—	—
	短期 STC 要件適用分	—	—	—	—
	不良債権証券化適用分	—	—	—	—
	STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
	再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		48,230	1,929	39,294	1,571
	ルック・スルー方式	48,230	1,929	39,294	1,571
	マンドート方式	—	—	—	—
	蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
	蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
	フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④未決済取引		—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額		—	—	—	—
⑥CVA リスク相当額を8%で除して得た額(簡便法)		—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—	—
□. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		22,113	884	24,588	983
	BI	14,742		16,392	
	BIC	1,769		1,967	
ハ. 連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額(イ+ロ)		426,081	17,043	432,262	17,290

- (注) 1. 所要自己資本額＝リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫グループでは、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫グループは、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6. 連結総所要自己資本額＝連結リスク・アセットの合計額(連結自己資本比率の分母の額)×4%

〔４〕信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスク エクスポージャー 期末残高		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券		デリバティブ 取引		延滞 エクスポージャー	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国内	1,164,814	1,189,981	514,902	495,239	221,514	194,457	—	—	24,830	23,614
国外	27,200	24,400	—	—	27,200	24,400	—	—	—	—
地域別合計	1,192,014	1,214,381	514,902	495,239	248,714	218,857	—	—	24,830	23,614
製造業	24,816	22,560	18,735	17,058	5,899	5,299	—	—	1,032	729
農業、林業	5,431	5,415	5,431	5,415	—	—	—	—	231	192
漁業	155	156	155	156	—	—	—	—	2	1
鉱業、採石業、 砂利採取業	236	213	236	213	—	—	—	—	—	—
建設業	55,943	53,885	53,603	51,833	500	500	—	—	2,109	1,940
電気・ガス・熱 供給・水道業	3,997	3,731	3,797	3,531	200	200	—	—	—	7
情報通信業	1,602	1,486	871	754	700	700	—	—	42	32
運輸業、郵便業	14,300	13,671	13,370	12,782	500	500	—	—	350	299
卸売業、小売業	41,967	40,562	39,900	38,642	1,300	1,200	—	—	1,698	1,498
金融業、保険業	436,562	500,778	36,508	23,740	29,000	24,800	—	—	35	32
不動産業	59,122	54,829	58,231	52,792	500	—	—	—	7,576	7,354
物品賃貸業	5,429	3,945	3,527	1,453	1,800	2,400	—	—	1,913	1,819
学術研究、専門・ 技術サービス業	5,317	5,800	5,289	5,728	—	—	—	—	273	260
宿泊業	16,824	12,993	16,824	12,993	—	—	—	—	3,551	3,591
飲食業	10,608	9,472	10,608	9,472	—	—	—	—	609	565
生活関連サービス業、 娯楽業	21,237	19,439	20,575	18,778	600	600	—	—	2,703	2,560
教育、学習支援業	3,534	3,362	3,534	3,332	—	—	—	—	43	24
医療、福祉	29,630	28,512	29,230	28,112	—	—	—	—	373	560
その他のサービス	9,142	8,660	6,456	6,622	1,801	1,301	—	—	195	190
国・地方公共団体等	294,802	273,356	67,539	82,027	205,912	181,356	—	—	—	—
個人	118,890	118,472	118,871	118,459	—	—	—	—	2,087	1,951
その他	32,460	33,074	1,602	1,337	—	—	—	—	0	0
業種別合計	1,192,014	1,214,381	514,902	495,239	248,714	218,857	—	—	24,830	23,614
1年以下	239,260	249,171	107,760	87,640	19,242	3,499	—	—		
1年超3年以下	188,927	224,012	41,322	31,859	8,748	10,085	—	—		
3年超5年以下	114,477	120,994	34,281	43,658	7,785	10,619	—	—		
5年超7年以下	72,529	65,412	53,329	49,046	18,067	14,476	—	—		
7年超10年以下	109,202	104,939	80,974	72,226	20,127	25,013	—	—		
10年超	406,903	400,514	195,961	209,650	174,741	155,163	—	—		
期間の定め のないもの	60,713	49,336	1,271	1,157	—	—	—	—		
残存期間別合計	1,192,014	1,214,381	514,902	495,239	248,714	218,857	—	—		

（注）1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、投資信託、その他の証券、その他資産、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

□. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位: 百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和6年度	965	819	—	965	819
	令和7年度	819	628	—	819	628
個別貸倒引当金	令和6年度	13,211	14,409	401	12,809	14,409
	令和7年度	14,409	13,100	702	13,706	13,100
合計	令和6年度	14,176	15,228	401	13,774	15,228
	令和7年度	15,228	13,728	702	14,526	13,728

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位: 百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		期中の増減額		期末残高		令和6年度	令和7年度
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度		
製造業	167	154	△ 13	△ 62	154	91	1	4
農業、林業	73	115	41	△ 10	115	104	—	—
漁業	1	1	△ 0	△ 0	1	1	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	1,529	1,405	△ 124	△ 144	1,405	1,260	—	18
電気・ガス・熱供給・ 水道業	—	1	1	△ 1	1	—	—	—
情報通信業	3	1	△ 2	0	1	1	—	1
運輸業、郵便業	29	78	49	△ 31	78	47	—	—
卸売業、小売業	1,204	1,179	△ 24	△ 129	1,179	1,050	—	—
金融業、保険業	1	1	△ 0	△ 0	1	1	—	—
不動産業	2,590	3,454	863	△ 796	3,454	2,657	32	0
物品賃貸業	1,430	1,420	△ 10	△ 49	1,420	1,370	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業	25	23	△ 1	△ 3	23	20	—	—
宿泊業	4,805	4,846	40	△ 48	4,846	4,797	—	—
飲食業	84	100	15	3	100	103	—	—
生活関連サービス業、 娯楽業	773	1,169	396	△ 69	1,169	1,100	22	71
教育、学習支援業	7	8	0	8	8	16	—	—
医療、福祉	226	214	△ 12	2	214	217	—	—
その他のサービス	27	21	△ 5	28	21	50	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	83	66	△ 17	△ 3	66	63	3	1
合計	13,066	14,264	1,197	△ 1,308	14,264	12,955	60	97

(注) 1. 当金庫グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二．標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	令和 6 年度					リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
現金	9,967	—	9,967	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	51,443	540	51,443	540	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	188,952	—	188,952	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,008	—	1,008	—	55	6%
我が国の政府関係機関向け	59,825	—	59,825	—	5,928	10%
地方三公社向け	463	—	463	—	92	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	393,348	24,223	388,365	24,223	84,243	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	11,100	—	11,100	—	2,680	24%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	107,678	5,580	104,577	531	81,290	77%
特定貸付債権向け	804	—	804	—	804	100%
中堅中小企業等向け及び個人向け	89,623	52,927	86,880	5,089	55,706	61%
トランザクター向け	—	43,941	—	3,985	1,411	35%
不動産関連向け	128,756	31	128,078	31	74,787	58%
自己居住用不動産等向け	91,127	—	90,839	—	35,150	39%
賃貸用不動産向け	13,942	—	13,856	—	12,448	90%
事業用不動産関連向け	23,686	31	23,381	31	27,189	116%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	10,815	89	10,784	9	13,922	129%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,748	—	1,748	—	1,344	77%
取立未済手形	150	—	150	—	30	20%
信用保証協会等による保証付	75,264	67	75,264	6	4,336	6%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	293	—	293	—	293	100%
合計					322,031	

(単位：百万円)

	令和 7 年度					リスク・ウェイトの加重平均値（%）
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
現金	11,674	—	11,674	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	30,592	532	30,592	532	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	188,970	—	188,970	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	457	—	457	—	45	10%
我が国の政府関係機関向け	57,442	—	57,442	—	5,744	10%
地方三公社向け	301	—	301	—	60	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	472,342	12,607	467,435	12,607	99,995	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	10,100	—	10,100	—	2,480	25%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	102,010	8,428	98,142	2,970	77,757	77%
特定貸付債権向け	754	—	754	—	754	100%
中堅中小企業等向け及び個人向け	96,301	48,131	93,003	2,294	57,473	60%
トランザクター向け	—	43,264	—	3,912	1,402	36%
不動産関連向け	130,436	24	129,617	24	73,922	57%
自己居住用不動産等向け	92,489	—	92,144	—	34,178	37%
賃貸用不動産向け	14,890	—	14,791	—	13,035	88%
事業用不動産関連向け	23,057	24	22,681	24	26,708	118%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	10,792	87	10,762	9	14,041	130%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,674	—	1,674	—	1,295	77%
取立未済手形	209	—	209	—	41	20%
信用保証協会等による保証付	75,904	74	75,904	7	5,063	7%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	303	—	303	—	409	135%
合計					335,850	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	令和 6 年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
現金	9,967	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	51,983	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	188,952	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	448	559	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	542	59,282	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	463	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	11,631	—	—	360,576	—	40,361	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	6,500	—	4,600	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	11,299	—	—	—	—	—	—	—	—	7,539	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	17,834	—	—	—	—	—	—	—	2,457	11,000	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	1,527	—	—	—	—	—	—	—	2,457	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	38,719	2,090	6,202	53	194	46	3,886	89	1,689	23,921	173	971	30
自己居住用不動産等向け	—	—	—	38,719	2,090	5,397	53	—	46	3,886	—	—	23,921	—	—	30
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	804	—	194	—	—	89	1,689	—	173	971	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	122	—	—	—	—	—	—	—	—	2,041	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	178	—	—	—	—	—	—	—	—	523	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	31,907	43,363	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	295,435	103,205	—	429,344	2,090	46,563	53	194	46	3,886	89	4,147	45,027	173	971	30

(単位：百万円)

	令和6年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,967
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	51,983
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	188,952
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,008
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	59,825
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	463
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	19	—	—	—	—	—	—	—	—	412,589
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11,100
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—	73,390	—	—	12,878	—	—	—	—	—	—	—	—	105,108
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	804	—	—	—	—	—	—	—	—	804
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	60,574	—	—	—	—	102	—	—	—	—	—	—	—	—	91,969
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,985
不動産関連向け	19,168	1,495	—	—	1,361	229	—	7,001	12,207	—	219	8,358	—	—	—	128,109
自己居住用不動産向け	16,482	210	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	90,839
賃貸用不動産向け	—	1,284	—	—	—	229	—	7,001	—	—	—	1,419	—	—	—	13,856
事業用不動産関連向け	2,686	—	—	—	1,361	—	—	—	12,207	—	219	6,938	—	—	—	23,413
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	133	—	—	—	—	8,495	—	—	—	10,793
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	1,047	—	—	—	—	—	—	—	—	1,748
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	150
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	75,271
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	293	—	—	293
合計	19,168	62,069	—	73,390	1,361	229	14,181	7,001	12,207	—	219	16,853	293	—	—	1,138,236

（単位：百万円）

	令和 7 年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
現金	11,674	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	31,124	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	188,970	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	457	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	57,442	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	301	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	440,279	—	39,749	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	5,500	—	4,600	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	12,175	—	—	—	—	—	—	—	—	6,275	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	18,815	—	—	—	—	—	—	—	2,480	11,630	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	1,432	—	—	—	—	—	—	—	2,480	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	43,040	1,884	6,095	5	106	92	3,693	55	1,714	23,572	904	774	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	43,040	1,884	5,272	5	—	92	3,693	—	—	23,572	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	823	—	106	—	—	55	1,714	—	904	774	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	95	—	—	—	—	—	—	—	—	1,433	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	126	—	—	—	—	—	—	—	—	553	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	209	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	25,274	50,638	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	257,044	108,538	—	515,044	1,884	45,844	5	106	92	3,693	55	4,194	43,465	904	774	—

(単位：百万円)

	令和 7 年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,674
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	31,124
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	188,970
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	457
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	57,442
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	301
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	14	-	-	-	-	-	-	-	-	480,043
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,100
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-	-	69,846	-	-	12,815	-	-	-	-	-	-	-	-	101,112
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	754	-	-	-	-	-	-	-	-	754
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	62,371	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	95,297
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,912
不動産関連向け	16,889	932	-	-	1,406	131	-	8,884	11,050	267	-	8,141	-	-	-	129,641
自己居住用不動産等向け	14,406	177	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	92,144
賃貸用不動産向け	-	754	-	-	-	131	-	8,884	-	-	-	642	-	-	-	14,791
事業用不動産関連向け	2,482	-	-	-	1,406	-	-	-	11,050	267	-	7,499	-	-	-	22,706
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ADC 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	1,118	-	-	-	-	8,124	-	-	-	10,772
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	993	-	-	-	-	-	-	-	-	1,674
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	209
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	75,912
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	303	-	-	303
合計	16,889	63,304	-	69,846	1,406	131	14,941	8,884	11,050	267	-	16,266	303	-	-	1,184,939

ヘ．リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円、％）

令和 6 年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分（％）	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値（％）	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40% 未満	855,682	41,612	63.597	876,933
40%～70%	71,201	28,663	10.000	73,494
75%	63,777	8,331	12.950	62,069
80%	—	—	—	—
85%	75,767	537	10.380	73,390
90%～100%	16,045	4,241	11.090	15,771
105%～130%	19,542	—	—	19,428
150%	17,029	74	27.130	16,853
250%	293	—	—	293
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,119,340	83,461	37.090	1,138,236

（単位：百万円、％）

令和 7 年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分（％）	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値（％）	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40% 未満	919,032	28,939	50.866	928,559
40%～70%	67,635	28,936	10.000	69,976
75%	65,768	6,767	13.100	63,304
80%	—	—	—	—
85%	72,442	657	10.000	69,846
90%～100%	17,370	4,516	10.810	16,479
105%～130%	20,405	—	—	20,202
150%	16,456	69	21.060	16,266
250%	303	—	—	303
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,179,414	69,886	27.290	1,184,939

（注）「CCFの加重平均値（％）」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

〔５〕信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	2,156	2,302	85,179	90,109	—	—

（注）当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

〔６〕派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません

〔７〕証券化エクスポージャーに関する事項

イ．連結グループがオリジネーターの場合

（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）
該当ありません

ロ．連結グループが投資家の場合

（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）
該当ありません

〔 8 〕出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 連結貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	連結貸借対照表計上額	時 価	連結貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	630	630	870	870
非上場株式等	152	152	151	151
合計	783	783	1,022	1,022

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
売却益	717	399
売却損	18	17
償却	3	—

ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
評価損益	290	529

二. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません

〔 9 〕リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	59,668	53,892
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1,250％）を適用するエクスポージャー	—	—

〔 10 〕金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項 番		イ		ハ	
		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	7,231	13,516	—	158
2	下方パラレルシフト	—	—	249	—
3	スティープ化	8,434	12,133		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	8,434	13,516	249	158
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	42,673		39,974	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

MITO SHINKIN BANK REPORT 2026



水戸信用金庫イメージキャラクター
みと信ちゃん



このまちの夢がきこえる

水戸信用金庫



ディスクロージャー誌は
当金庫HPからも
ご覧いただけます。